

別表 岐阜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの
第1章 総則	第1条(趣旨) 第2条(基本方針) 第3条(暴力団の排除) 第4条(指定介護老人福祉施設の指定に関する基準)	— 第1条の2 — —	○
第2章 人員に関する基準	第5条(従業者の員数)	第2条	
第3章 設備に関する基準	第6条(設備)	第3条	○(第1項第1号ア)
第4章 運営に関する基準	第7条(内容及び手続の説明及び同意) 第8条(提供拒否の禁止) 第9条(サービス提供困難時の対応) 第10条(受給資格等の確認) 第11条(要介護認定の申請に係る援助) 第12条(入退所) 第13条(サービスの提供の記録) 第14条(利用料等の受領) 第15条(保険給付の請求のための証明書の交付) 第16条(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第17条(施設サービス計画の作成) 第18条(介護) 第19条(食事) 第20条(相談及び援助) 第21条(社会生活上の便宜の提供等) 第22条(機能訓練) 第23条(健康管理) 第24条(入所者の入院期間中の取扱い) 第25条(入所者に関する市町村への通知) 第26条(管理者による管理) 第27条(管理者の責務) 第28条(計画担当介護支援専門員の責務) 第29条(運営規程) 第30条(勤務体制の確保等) 第31条(定員の遵守) 第32条(非常災害対策) 第33条(衛生管理等) 第34条(協力病院等) 第35条(掲示) 第36条(秘密保持等) 第37条(広告) 第38条(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) 第39条(苦情処理) 第40条(地域との連携等) 第41条(事故発生の防止及び発生時の対応) 第42条(会計の区分) 第43条(記録の整備)	第2条 第3条 第4条 第4条の2 第4条の3 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第22条の2 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 第36条 第37条	○(第7号) ○(第2項) ○(第2項) ○(第2項) ○(第2項)
第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第44条(この章の趣旨) 第45条(基本方針) 第46条(設備) 第47条(利用料等の受領) 第48条(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第49条(介護) 第50条(食事) 第51条(社会生活上の便宜の提供等) 第52条(運営規程) 第53条(勤務体制の確保等) 第54条(定員の遵守) 第55条(準用) 第56条(委任)	第38条 第39条 第40条 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条 第48条 第49条 —	○(第8号・第9号)
第6章 雜則			